

新型コロナウイルス関連情報（3月27日現在）

1（1） 喫連邦保健省によれば，27日（金）15時現在，新たにオーストリア国内で1，001名の新型コロナウイルス（COVID-19）感染の確定症例及び9名の死亡事例が報告されました。これでオーストリアにおける確定症例は7，399名となります。

国内発生状況（州：累計確定症例数（前日比））

- ・チロル州 : 1,752名（+129）（内死亡数：6名）
- ・オーバーエーステライヒ州 : 1,217名（+163）（内死亡数：4名）
- ・ニーダーエーステライヒ州 : 1,140名（+267）（内死亡数：13名）
- ・ウィーン市（州） : 1,003名（+178）（内死亡数：16名）
- ・シュタイアーマルク州 : 759名（+60）（内死亡数：13名）
- ・ザルツブルク州 : 687名（+96）（内死亡数：1名）
- ・フォアアールベルク州 : 501名（+66）（内死亡数：1名）
- ・ケルンテン州 : 202名（+19）（内死亡数：2名）
- ・ブルゲンラント州 : 138名（+23）（内死亡数：2名）

（当館注：チロル州，ウィーン市，シュタイアーマルク州で2名，オーバーエーステライヒ州，ニーダーエーステライヒ州，フォアアールベルク州で各1名の死亡数が新たに計上され合計58名となりました。）

（2） なお，アンショーパー保健相は昨日及び本日の記者会見で以下のような内容を述べています。

・我々は感染者数の増加に合わせて、病院の受入能力を増やしている。目下、病院のベット数は十分にある。（26日記者会見）

・感染者数の増加率は20%を下回り、外出・開店規制の効果が表れ始めていると言えるが、より明確に判断するにはこの週末の動きを見る必要がある。

引き続き現状の措置に従って規制を守って欲しい。（27日記者会見）

（3）27日、墾連邦保健省ホームページ（ドイツ語）の新型コロナウイルス情報掲載ページが新しくなり、より詳細な感染状況に関する情報が閲覧できるようになりました。

<https://info.gesundheitsministerium.at/>

（掲載内容）

墾連邦保健省は国内検査施設が入力するデータバンクに基づき、新型コロナウイルスの感染状況を示す統計ダッシュボードの提供をオンライン上で開始。以下のデータを1時間毎に更新。

- ・死亡者数，治癒者数を含めた感染者数
- ・入院者数，集中治療室での入院者数（別リンク）
- ・男女別感染者数の割合
- ・年齢別感染者数
- ・行政区毎の人口10万人当たりの感染者数（色分け地図）
- ・行政区毎の感染者数（色分け地図及び詳細な数字）
- ・感染者数の推移
- ・州毎の感染者数

（※ページ上部左から右，下部左から右の順）

2 オーストリアからドイツでの乗り継ぎにあたっての留意点について

(在ドイツ日本国大使館ホームページ掲載内容)

https://www.de.emb-japan.go.jp/itpr_ja/konsular_coronavirus200313-1.html#06koukuubin

(1) 空路での乗り継ぎ

日本人が、第三国から空路でドイツに到着し、トランジット（入国を伴わずトランジットエリア内で乗り継ぎ）で日本へ帰国することは可能です。

(2) 陸路でドイツに入国した後、最寄りの空港から出発する場合

オーストリア、スイス、フランス、ルクセンブルク、デンマークとのシェンゲン協定域内国境では、3月16日以降、国境管理が開始されており、ドイツ連邦内務省は「十分に合理的な理由のない者」については、ドイツへの入国を拒否するとしています。

その上で、例外的に入国を許可するかどうかについては、入国審査を行う係官によって個別具体的な事情を踏まえて判断されますが、一般的に、日本人が、日本または長期滞在資格が与えられた国へ帰国する際に、ドイツを経由することは可能とされています。

ただし、下記の点にご留意ください。

○入国審査を行う係官が「速やかに、かつ、確実にドイツを出国することについての疑義がある」と認めれば、入国は拒否される。このような疑義を生じさせないため、旅券等のほか、少なくとも日本までのチケットの提示が必要となる。

○より合理的な旅行経路が他に存在する場合など、ドイツへの入国が不可欠ではないと判断された場合、入国は拒否される。

3 新型コロナウイルスは風邪と同様にせきやくしゃみなどの飛沫で感染するとされていますので、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染症対策に努めてください。

ただし、当国では覆面禁止法によりマスクの着用が禁止されており、新型コロナウイルス感染予防のためのマスク着用について新聞社から見解を問われた当国内務省は、健康上の理由によりマスクを着用する場合には原則として医師の診断書が必要である旨回答しておりますので、ご注意ください。

なお、オーストリア保健・栄養安全機関（AGES）は、新型コロナウイルスへの感染の疑いがない人については通常の石鹸で十分であると強調し、消毒液は医療目的で消毒が必要な人・機関により使用されるべきであるとしています。

参考：新型コロナウイルス感染予防措置

- ・定期的に、約30秒間石鹸で手洗いをする
- ・顔（特に口、目、鼻）を指で触らない
- ・握手と抱擁を避ける
- ・鼻をかむ際、咳をする際は使い捨てティッシュに行くか、腕で口・鼻を覆って行う。ハンカチを使う場合は使用した後で捨てる。

【参考】

■ オーストリア保健省

○新型コロナウイルス情報（独語）

[https://www.sozialministerium.at/Services/News-und-Events/Neuartiges-Coronavirus-\(2019-nCov\).html](https://www.sozialministerium.at/Services/News-und-Events/Neuartiges-Coronavirus-(2019-nCov).html)

○新型コロナウイルス・ホットライン（独語・英語）

Infoline Coronavirus: 0800 555 621（月一金、9:00-17:00）

ウェブサイト：<https://www.ages.at/themen/krankheitserreger/coronavirus/>

■ 日本厚生労働省

○新型コロナウイルス関連情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○新型コロナウイルスに関する Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

■ 世界保健機関 (WHO)

○ウェブサイト：<https://www.who.int/health-topics/coronavirus>

(問い合わせ先)

○在オーストリア日本国大使館

住所：Hessgasse 6, 1010 Vienna, Austria

電話：（市外局番01）531920

Fax：（市外局番01）5320590

ホームページ：https://www.at.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html